## つくば国際短期大学

## 2024 (令和 6) 年 4 月 1 日

## 感染症(新型コロナウイルス等)に関する対応について

- 1. 日常生活での対応
  - (1) マスクの着脱については、個人の判断に委ねる。
    - ①マスクが必要と判断される状況に備えて、常時マスクを携帯する。
    - ②状況によっては、マスクの着用を求める場合がある。
  - (2) 混雑した場所(通学時の電車やバスなどを含む)では、マスク着用を推奨する。
  - (3) 医療機関内、高齢者への配慮が必要な場所では、マスク着用を推奨する。
  - (4) マスクを外して会話する場合は、間隔の確保や大声にならないように努める。
  - (5) 手洗いや手指のアルコール消毒などに努める。
  - (6) 室内などは換気に努める。
- 2. 日々、健康管理に努める。
  - ■免疫力を落とさないために心掛ける点
    - ・規則正しく食べる ・規則正しくしっかり睡眠をとる ・適度に運動を行う
    - ・疲労をためない など
- 3. 発熱や風邪などの症状がある場合は、医療機関を受診するか、または自宅療養する。
  - ①医療機関において、学校保健安全法が定める感染症と診断された場合は「出席停止」 となる。
    - ・担任へ連絡する。(→ 担任は所定の用紙に聴取内容を記録し、総務課長へ提出)
    - ・出校可など諸々の判断は、受診した医師の指示に従う。
    - ・出校した際には、受診時の領収書か処方箋などのコピーを提出する。
  - ②「有症状者、陽性者、同居家族が陽性」の人は、通院などで外出するときはマスク着用 を推奨する。
- 4. 実習に関しては、以下(別紙)を参照する。

## ≪ 実習関連 ≫

「学校保健安全法が定める感染症の疑いがある、または感染症と診断された場合の対応について」